

# 緊急時・防犯対応マニュアル

児童デイサービスいとかの杜

## ● I 施設の安全化

災害発生時に自らの安全性を確保できない利用者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備する。

1. 施設の耐震性保持の定期点検 ※別紙 耐震性チェック一覧点検表 参照
2. 施設の立地環境と風水害の予測と予防 ※別紙 防災マップ 参照
3. 避難経路の確保 ※別紙 避難場所地図 参照
4. 屋内・屋外の安全対策
  - (1) 窓ガラスは飛散防止対応等で補強する。
  - (2) 備品(ロッカー、棚)等の転倒防止対策をする。
  - (3) 天井からの落下物(照明器具や壁掛け時計など)は、取付状態を確認する。
  - (4) 施設への出入り口のインターホンと施錠、防犯カメラを活用する
  - (5) 災害発生後の事業所の再点検・補修等。早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所を確認する。補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意しておく。

## ● II 利用者の安否確認及び保護者等との連絡体制

- (1) 災害発生時には利用児童全員の施設内外の居場所を確認し、安否確認をする。
- (2) 利用児童の安全を確保し、保護者に引き渡すまで保護する。
- (3) 必要に応じて、公的機関(指定緊急避難場所・指定避難場所)に避難する。  
※ 立佞武多の館、しきしまコミュニティーセンター、中央コミュニティーセンター
- (4) 原則として車両の移動はしない。
- (5) 避難場所への移動、引き取り場所の設定及び連絡は施設管理者の判断で行う。
- (6) 利用児童の引き渡しは、原則として保護者とする。
- (7) 災害発生時通話がつながりにくい状態になった場合は災害用伝ダイヤル 171 や災害用伝言板を使う。

## ● III 防災教育及び訓練

- (1) 避難誘導にあたっては、利用児童の障がいの特性に応じた適切な対応を訓練する。
- (2) 地震火事・風害水害・不審者は1年で1回ずつ、全児童が避難訓練に参加できるように複数回の計画をする。
- (2) 地域住民に対し、普段から障がいの理解に努め、万が一の際に相互協力ができる関係を構築する。

## ● IV 震災・風水害の応急対策

1. 利用者及び職員の安全確保

- ・強い揺れが起きた時は、机の下など頭部を中心として体を守る。
- ・机などが無い場合は、上着や鞆などで頭を覆う。
- ・職員は、自らの安全確保をすると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図り揺れが収まってきたら利用者及び職員の安否を確認する。
- ・集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図り、利用児童及び職員の安否を確認する。
- ・重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施す。
- ・不幸にも死者が出た場合は、利用児童から隔離して安置する。
- ・事業所内外で火災が発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して炎症防止に努める。
- ・停電時の対応人口呼吸器や痰の吸引器を使用する方など、停電が生命に関わる場合非常用自家発電装置が正常に作動していることを確認する。

## 2. 利用者の避難経路の確保

- ・建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
- ・ドアや窓を開けて、避難口を確保する。建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難する。
- ・利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方やパニック等の二次災害が想定される方の対応もあらかじめ定めておく。
- ・外では、電柱、ブロック塀、自動販売機ど倒れる恐れがあるものそばには近づかない。
- ・高圧電線にも注意する。
- ・施設内外で火災が発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、
- ・初期消火活動を行い延焼を防止する。
- ・火災の煙に備えて透明のビニール袋を備えておく。

## 3. 関係機関との連絡

- ・利用者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告する。  
また、医療機関、消防、区市町村など、必要に応じて関係機関へ連絡する。

## 4. 保護者への連絡

- ・必要に応じて、利用児童の安否を保護者に伝える。また、通所事業所で震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに迎えにきてもらう。このことについては、あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくようにする。
- ・在宅時、在校時の震度5以上の地震発生の場合  
休所とする。
- ・在宅時、在校時の震度4以下)発生の場合  
基本、通常利用とするが、その後に予想される状況や安全確保のために、  
周囲の状況も確認し、早めの避難誘導や保護者への連絡等、その場に応じた対応とする。

## ●V 雪、台風時の対応

### 1. 職員の確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、あらかじめ職員体制を整えておく。被害が想定できなかった場合、定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集する。職員が参集したら、管理者（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動する。

### 2. 学校が休校になる場合 ※（警報発令時）

原則 休所とする。 ※ 但しその後の気象状況により判断する。

ご利用できませんのでご了承ください。

### 3. 学校が早帰りになる場合 ※（警報発令時）

原則 休所とする。 ※ 但しその後の気象状況により判断する。

ご利用できませんのでご了承ください。

### 4. 活動中の場合

降雪が激しく積雪が予想される場合、職員間で協議し管理者が判断し活動の継続、終了を決定する。

終了決定の場合は保護者へ連絡し、場合によっては保護者への迎えを依頼する。

### 5. 一日(休校日) 開所の場合

管理者、職員が協議し、朝 8:00 までに保護者に連絡する。

## ●VI 不審者対策

### 1. 利用者及び職員の安全確保

- ・関係者同士の口論トラブルについては、玄関側で管理者が対応するとともに、児童はプレイルームに集め、窓の施錠とブラインドを下ろし、プレイルームの施錠をする。
- ・部外者の不審な行動を発見した場合、「いとか先生来ました」と合図で、児童をプレイルームに集め、部屋を暗くし、不審者を刺激しないよう静かに声を潜める。
- ・玄関側に液体を撒かれるなど、狂気的な行為をみた場合は速やかに裏口から近隣施設へ誘導するとともに警察へ連絡をする。

### 2. 利用者の避難経路の確保

- ・利用児童の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方やパニック等の二次災害が想定される方の対応もあらかじめ定めておく。

### 3. 関係機関との連絡

- ・利用児童、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告する。また、医療機関、警察、消防、区市町村など、必要に応じて関係機関へ連絡する。

### 4. 保護者への連絡

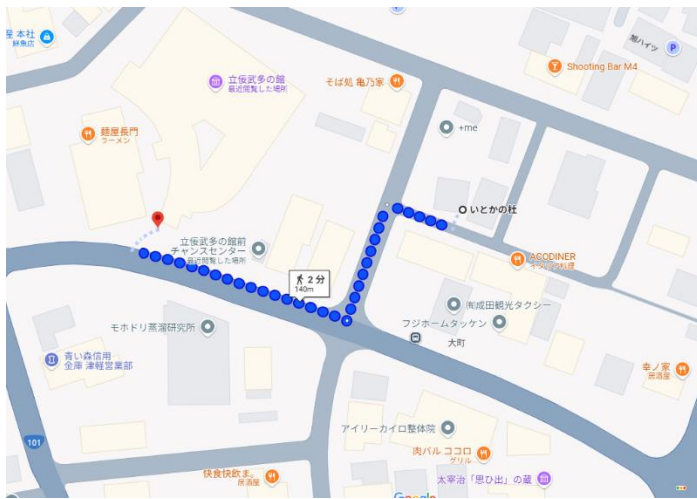
- ・必要に応じて、利用児童の安否を保護者に連絡する。また、施設内で事件が発生した場合は、全児童を社用車に乗せ、すみやかに自宅へ送る。

※別紙 耐震性チェック一覧点検表

安全点検チェックシート		点検日	年	月	日	
施設名	児童デイサービスいとかの杜		点検者氏名			
点検箇所	点検内容	危険がある:× 危険がない:○ 点検できない:未 該当なし:／				メモ
		屋外	事務室	プレイ ルーム	面談室	
1	外部構造物	倒壊・落下のおそれのあるひび割れや腐食等はありませんか。				
		ぐらつきや傾きはありますか。				
2	地面・通路	通行に支障のある段差やめくれ、陥没等はありませんか。				
		視覚障害者誘導ブロックに割れやはがれはありませんか。				
3	屋外避難経路 ・消防設備	避難の妨げになる物が置かれていませんか。				
		消防活動の妨げになる物や駐車車両はありませんか。				
4	外壁	落下のおそれのある浮きやはがれ、ひび割れ等はありませんか。				
5	外壁の付属物	外壁付属物の本体や取付金物に、落下のおそれのある著しい腐食やはずれ等はありませんか。				
6	窓	開閉時に著しいがたつきがある等、はずれそうな窓、面格子等はありませんか。				
		ガラスのひび割れを放置していませんか。				
7	室内空間	壁材・天井材や設備等に落下のおそれのあるひび割れや変形等はありませんか。				
		床面につまづきそうな欠けやめくれ等はありませんか。				
8	屋内避難経路	通行や避難の妨げとなる物や、燃えやすい物を置いていませんか。				
9	非常用照明	非常用照明の電球を間引きしていませんか。				
	誘導灯	誘導灯は常時点灯していますか。				
	感知器・ スプリンクラー	感知器やスプリンクラーの近くに物を置いていませんか。				
	非常用出入口 ・屋内消火栓	非常用出入口や屋内消火栓の前に物を置いていませんか。				
10	コンセント	過剰なタコ足配線をしていませんか。				
		アース線の接続が必要な機器は適切に接続されていますか。				
		隠れた場所にあるコンセントにほごりがたまっていませんか。				

※別紙 避難場所地図 参照

①立佞武多の館



②中央コミュニティセンター



※別紙 防災マップ 参照

